

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 2 9 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての
留意事項等（案）について

日頃より、障害保健福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）の開始に向けた今後のスケジュールについて、地方公共団体等から機構等への情報照会は、現時点の想定として、「平成 31 年 6 月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行」する予定である旨、関係府省社会保障・税番号制度主管課に周知されているところです。

今般、「年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールの公表に伴う情報照会機関における必要な準備について（依頼）」（平成 31 年 3 月 4 日付け事務連絡）（別添 1）の連絡を受け、今後実施予定の情報連携試験等及び機構等への情報照会事務の試行運用の実施に向けた準備等に活用いただくため、「特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）の案を別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務の準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

また、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル」（別添 2～6）についても合わせて送付しますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。

なお、情報照会マニュアルの内容につきましては、皆様方のご意見を踏まえて内容の見直しを行い、試行運用開始日等の連絡と合わせて、正式版を送付する予定であります。情報照会マニュアルへのご意見がございましたら、別紙 ご意見票にご記入いただき、以下の照会先までメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

（照会先）
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課 手当係
TEL:03-5253-1111（内線 3020）
E-mail: shougai-kikaku@mhlw.go.jp

政策統括官付情報化担当参事官室
TEL:03-5253-1111（内線 7678, 7672）
E-mail: my-number@mhlw.go.jp

特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
(情報照会マニュアル)

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

特別障害者手当関係事務において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
64 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	47-73	特別障害者手当の認定（日本年金機構への照会）
	47-74	特別障害者手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）
	47-78	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）

【照会条件】 範囲指定（日）

(2) 基本的な事務の考え方

特別障害者手当の支給認定においては、受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年（申請のあった月が1月から6月の場合は前々年。以下同じ。）の所得額を確認する必要があり、確認対象者に年金の収入額（以下「年金受給額」という。）がある場合は、その金額を所得額の計算に算入する必要があります。

現在、年金受給額については、年金証書や年金額改定通知書等の各種証明書類により確認を行っていますが、今後はマイナンバーを活用した情報連携の方法により、機構等への情報照会によって取得した情報に基づき確認を行います。

2. 年金関係情報の基本的な確認方法

(1) 情報照会で取得する年金関係情報のデータ項目について（「日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報に係る特定個人情報データの取扱いについての留意事項」（以下「年金マニュアル」という。）P23～ 参照）

情報連携によって取得できる年金給付関係情報は、「年金基本情報」及び「年金基本額情報」の2つの項目に大別される。「年金基本情報」では、年金の受給権に関する情報が表示され、「年金基本額情報」では、年金額の決定又は改定がなされた際の支給開始年月日から1年間に受給できる年金額に関する情報（年金支給額情報）が表示されることとなっています。

(2) 照会条件の設定について（年金マニュアルP58～63 参照）

前年の年金受給額を確認するに当たっては、情報照会の際に照会条件の設定（日付範囲指定）を行うこととなるが、「確認対象期間（1月～6月の申請の場合は前々年の1月～12月、7月～12月の申請の場合は前年の1月～12月）の始期の属する年度の4月1日」を範囲指定の始期として、「確認対象期間の終期」を範囲指定の終期として、それぞれ設定してください。

これは、年金支給額情報において、年金額の改定が行われる「4月1日」が「年金支給開始年月日」として表示されるケースが多く想定され、確認対象期間の始期の1月1日を範囲指定の始期として情報照会を行っても、前年の年金受給額全体を確認することができない場合があるためです。

※ 例①) 平成30年4月に申請があった場合

確認対象期間：平成28年1月～12月

⇒ 範囲指定：平成27年4月1日～平成28年12月31日

例②) 平成30年7月に申請があった場合

確認対象期間：平成29年1月～12月

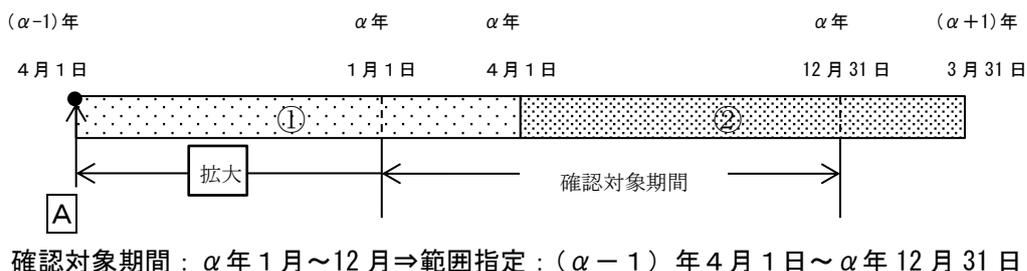
⇒ 範囲指定：平成28年4月1日～平成29年12月31日

(補足) 照会条件の設定についての考え方

- 例えば、毎年4月1日に行われる額改定以外に年金額に変動がなかったとすると、確認対象期間が前年の1月～12月であることを踏まえ、確認対象事務手続では、以下2つの年金支給額情報を確認する必要がある。(以下では確認対象期間が「 α 年1月～12月」であるとする。)

- ① α 年4月1日の額改定より前の年金支給額情報 (これにより、 α 年1月1日から α 年3月31日の年金額を得る)
- ② α 年4月1日の額改定以降の年金支給額情報 (これにより、 α 年4月1日から α 年12月31日の年金額を得る)

- 照会条件の設定 (日付範囲指定) をして情報照会を行うと、指定した範囲における、年金額の決定又は改定を行った年月日 (年金支給開始年月日) に係る年金支給額情報のデータが全て抽出されるが、年金支給額情報①を表示させるためには、年金支給額情報①における年金支給開始年月日 (A) が情報照会の範囲に含まれるよう、照会条件の範囲を拡大する必要がある。



(3) 年金受給額の算定方法について（年金マニュアルP72～ 参照）

年金受給額を算定する際は、確認対象期間が α 年1月1日～ α 年12月31日の場合、($\alpha - 1$)年4月1日～ α 年12月31日を範囲指定して照会することになりますが、この期間において年金額の変更があると、複数の年金支給額情報が存在することになります。このとき、年金支給額情報は年額の情報であるため、確認対象期間の年金受給額を算定するためには、複数の年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなります。

例えば、4月1日の額改定以外で年金額に変動がなかった場合には、「 α 年1月1日から α 年3月31日の年金支給額」と「 α 年4月1日から α 年12月31日の年金支給額」を確認することになりますが、この場合、年金受給額の算定方法は以下のとおりとなります。

年金受給額	=	α 年1月1日から α 年3月31日の年金支給額	+	α 年4月1日から α 年12月31日の年金支給額
		(α 年4月1日の額改定より前の年金支給額情報/12×3) (※)		(α 年4月1日の額改定以降の年金支給額情報/12×9) (※)

※ 年金支給額を12で除した際に、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

なお、確認対象期間において、複数の年金を併給している場合には、それぞれの受給額を上記の算定方法に倣い計算の上、合算が必要となることに留意してください。

(4) 共済組合等への情報照会について

申請者においては、日本年金機構が支給する年金に加え、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という）のいずれかもしくは複数の実施機関が支給している年金を受給している場合があります。

このとき、申請者から共済組合等が支給している年金を受給しているとの申告があった場合には、年金を支給しているそれぞれの実施機関（以下の表に示す9つの実施機関）のうち、どの実施機関から受給しているか確認の上で情報照会する必要があります。特に、共済組合等が支給している厚生年金や共済年金（2階部分）と合わせて支給されている国民年金（基礎年金）（1階部分）の支給を確認する必要がある場合は、必ず機構と共済組合等の両方に情報照会を行う必要があるので留意してください。

また、申請者が複数の実施機関から受給している場合、それぞれの年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなります。特に、地方公務員共済組合については、6つの実施機関が各々データ管理を行っていることに留意が必要です。

(年金マニュアル P110～)

機関コード	年金実施機関名称
0710470000001700	日本年金機構
0510180000001700	国家公務員共済組合連合会
0210480000001700	地方職員共済組合
0210480000101700	地方職員共済組合団体共済部
0210480000201700	公立学校共済組合
0210480000301700	警察共済組合
0210480000401700	東京都職員共済組合
0210480000501700	全国市町村職員共済組合連合会
0610070000001700	日本私立学校振興・共済事業団

(5) 老齢福祉年金情報について

機構への情報照会の結果、老齢福祉年金の支給額の回答があった場合は、年金マニュアルの該当ページを参照の上、同様に算定を行ってください。

(6) 地方税関係情報との関係性について

特別障害者手当の支給を制限する場合の所得は、課税対象となる老齢年金のみならず、障害年金や遺族年金といった非課税年金も算定することとなっていますが、課税対象となる老齢年金については、地方税関係情報のデータ項目「公的年金等所得額」、「公的年金等収入額」から、前年の1月～12月における年金支払額の合計額を確認することができます。

一方、今般開始される年金給付関係情報との情報連携により、地方税関係情報では確認できなかった非課税年金の金額や受給している年金の種類が確認できることとなります。

については、地方税関係情報及び年金給付関係情報の両方を利用しながら、所得の適切な把握をお願いします

なお、課税対象となる年金の所得を地方税関係情報から取得する際には、年金給付関係情報で提供される同一の老齢年金の金額について二重に算定しないよう注意してください。

3. 年金受給額の確認方法について

確認対象期間において、4月1日の額改定以外で年金額に変動があった場合及び共済組合等から年金を受給している場合について、例として、以下5つの年金受給状況を想定し、年金受給額の算定方法を示すので、参考としてください。

【年金受給状況の例1】

- ・ 2016年4月から障害基礎年金（国民年金）支給開始
- ・ 2017年4月から年金額が改定
- ・ 2017年10月から障害基礎年金（国民年金）の一部が支給停止
- ・ 2018年10月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とする。この場合、範囲指定の期間は2016年4月1日～2017年12月31日となる。

（情報照会結果の画面のイメージ）

新法障害基礎年金情報	
年金の種類(年金コード)	1350
受給権発生年月日	2009-04-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	C 2017-10-01
年金支給停止情報	122400
年金支給額情報	603600
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	B 2017-04-01
年金支給停止情報	0
年金支給額情報	726000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	A 2016-04-01
年金支給停止情報	0
年金支給額情報	723360

<手計算で行う場合>

（手順1）この場合、上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年9月】、C【2017年10月～2017年12月】の3セットの「年金支給額情報」が表示されます。

（手順2）確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ 723,360 円/年/12 か月 × 3 か月・・・a

- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年9月】の6か月間

⇒ 726,000 円/年/12 か月 × 6 か月・・・b

- ・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年10月～2017年12月】の3か月間

⇒ 603,600 円/年/12 か月 × 3 か月・・・c

※ 「年金支給停止額情報」が表示されている場合でも、「年金支給額情報」は当該停止額を反映した金額が表示されるため、「年金支給額情報」にある金額をそのまま用いること。

(手順3) $a+b+c=$ 694,740 円

※ 障害年金に加えて遺族年金を受給している場合は、最後に合算してください。

<計算ツールを用いる場合>
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続き名)
 管理番号 : 47-73
 事務手続き名 : 特別障害者手当の認定

2. 計算対象とする年
 計算対象年 : 2017 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類
 年金の種類 (年金コード) : 1350

4. 情報照会結果の入力
 国民年金 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 受給権失権 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 年月日 : 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 予備-2 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月1日	723,360			60,280	0	0	0	60,280	
	5月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	6月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	7月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	8月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	9月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	10月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	11月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	12月1日				60,280	0	0	0	60,280	
	2017	1月1日				60,280	0	0	0	60,280
		2月1日				60,280	0	0	0	60,280
		3月1日				60,280	0	0	0	60,280
4月1日		726,000			60,500	0	0	0	60,500	
5月1日					60,500	0	0	0	60,500	
6月1日					60,500	0	0	0	60,500	
7月1日					60,500	0	0	0	60,500	
8月1日					60,500	0	0	0	60,500	
9月1日					60,500	0	0	0	60,500	
10月1日		603,600			50,300	0	0	0	50,300	
11月1日					50,300	0	0	0	50,300	
12月1日					50,300	0	0	0	50,300	

5. 年間支給額の算出

国民年金
 2017 1月~12月 694,740 (受給権失権情報) 無
 (※ 694,740 - (受給権失権情報) 0 = 694,740)

厚生年金
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-1
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 694,740円

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力します(例1では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示されます。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力します(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行います。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出されます(例1では失権はありません)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力します。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとします。(例1では、2016年4月1日に723,360円、2017年4月1日に726,000円、2017年10月1日に603,600円と入力します。)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力されます。(例1の算定金額は694,740円と出力されます。)

【年金受給状況の例2】

- ・ 2015年4月から障害基礎年金（国民年金）支給開始
- ・ 2016年4月から障害基礎年金（国民年金）支給額が改定し、一部支給停止
- ・ 2016年10月から障害厚生年金支給開始
- ・ 2018年4月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2016年1月1日～2016年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2015年4月1日～2016年12月31日となります。

（情報照会結果の画面のイメージ）

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2015-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2016-09-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-10-01
年金支給停止額情報（国民年金）	36000
年金支給額情報（国民年金）	360000
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	480000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	36000
年金支給額情報（国民年金）	360000
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	384000
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0

<手計算で行う場合>

(手順1) この場合、上図のようにA【2015年4月～2016年3月】、B【2016年4月～2016年9月】、C【2016年10月～2016年12月】の3セットの「年金支給額情報」が表示されます。

(手順2) 確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間
⇒ (国民年金) 384,000円/年/12か月×3か月・・・a
- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年9月】の6か月間
⇒ (国民年金) 360,000円/年/12か月×6か月・・・b
- ※ 「年金支給停止額情報」が表示されている場合でも、「年金支給額情報」は当該停止額を反映した金額が表示されるため、「年金支給額情報」にある金額をそのまま用いること。
- ・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年10月～2016年12月】の3か月間
⇒ (国民年金) 360,000円/年/12か月×3か月・・・c
(厚生年金) 480,000円/年/12か月×3か月・・・d

(手順3) $a+b+c+d = \boxed{486,000 \text{円}}$

※ 障害年金に加えて遺族年金を受給している場合は、最後に合算してください。

<計算ツールを用いる場合>
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続名)
 管理番号 : 47-73
 事務手続名 : 特別障害者手当の認定

2. 計算対象とする年
 計算対象年 : 2016 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類
 年金の種類 (年金コード) : 1350

4. 情報照会結果の入力
 国民年金 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 受給権失権 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 年月日 : 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 予備-2 : (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給 開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2015	4月1日	384,000			32,000	0	0	0	32,000	
	5月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	6月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	7月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	8月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	9月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	10月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	11月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	12月1日				32,000	0	0	0	32,000	
	2016	1月1日				32,000	0	0	0	32,000
		2月1日				32,000	0	0	0	32,000
		3月1日				32,000	0	0	0	32,000
4月1日		360,000			30,000	0	0	0	30,000	
5月1日					30,000	0	0	0	30,000	
6月1日					30,000	0	0	0	30,000	
7月1日					30,000	0	0	0	30,000	
8月1日					30,000	0	0	0	30,000	
9月1日					30,000	0	0	0	30,000	
10月1日		360,000	480,000		30,000	40,000	0	0	70,000	
11月1日					30,000	40,000	0	0	70,000	
12月1日					30,000	40,000	0	0	70,000	

5. 年間支給額の算出

国民年金
 2016 1月~12月 366,000 (受給権失権情報) 無
 (※ 366,000 - (受給権失権情報) 0 = 366,000)

厚生年金
 2016 1月~12月 120,000 (受給権失権情報) 無
 (※ 120,000 - (受給権失権情報) 0 = 120,000)

予備-1
 2016 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2
 2016 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 486,000円

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力する(例2では2016)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示されます。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力します(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行います。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出されます(例2では失権はありません)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力します。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとします。(例2では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2015年4月1日に384,000円、2016年4月1日に360,000円、2016年10月1日に360,000円と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2016年10月1日に480,000円と入力します)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力されます。(例2の算定金額は486,000円と出力されます)

【年金受給状況の例3】申請者が機構及び共済組合から年金を受給しているケース

- ・2015年11月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金及び障害共済年金（経過的職域加算）支給開始
- ・2018年4月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・確認対象期間は2016年1月1日～2016年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2015年4月1日～2016年12月31日となります。

（情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果）

年金給付記録情報	
年金給付情報	
新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類【年金コード】	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2015-10-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金) B	780100
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-11-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金) A	780100
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	0

<手計算で行う場合>

（手順1-1）上図のようにA【2015年11月～2016年3月】、B【2016年4月～2016年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示されます。

（手順2-1）確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

- ・Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間
⇒（国民年金）780,100円/年／12か月×3か月・・・a
※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。（例：780100÷12=65008.3333・・・≒65008）
- ・Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間
⇒（国民年金）780,100円/年／12か月×9か月・・・b

（手順3-1）a+b=780,096円

(情報照会結果の画面のイメージ：国家公務員共済組合連合会への照会結果)

年金給付情報 (国共済)	
新法厚生年金情報	
新法障害厚生年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1320
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2015-10-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
配偶者加給年金額情報 B	0
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	585100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-11-01
配偶者加給年金額情報 A	0
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	585100
共済年金	
障害共済年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1370
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	共済年金
受給権発生年月日	2015-10-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報 D	0
基本年金額情報	107592
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2015-11-01
年金支給停止額情報 C	0
基本年金額情報	107592

(手順1-2) 上図のようにA・C【2015年11月～2016年3月】、B・D【2016年4月～2016年12月】の4セットの「年金支給額情報」が表示されます。

(手順2-2) 確認対象期間【2016年1月～2016年12月】のうち、

- ・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間
⇒ (障害厚生年金) 585,100円/年/12か月×3か月・・・a
※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。(例: $585100 \div 12 = 48758.3333 \dots \doteq 48758$)
- ・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間
⇒ (障害厚生年金) 585,100円/年/12か月×9か月・・・b
- ・ Cの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年1月～2016年3月】の3か月間
⇒ (障害共済年金) 107,592円/年/12か月×3か月・・・c
- ・ Dの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2016年4月～2016年12月】の9か月間
⇒ (障害共済年金) 107,592円/年/12か月×9か月・・・d

(手順3-2) $a+b+c+d = \boxed{692,688 \text{ 円}}$

(手順4) (手順3-1) 及び (手順3-2) で得られた合計額を合算します。

⇒ $780,096 \text{ 円} + 692,688 \text{ 円} = \boxed{1,472,784 \text{ 円}}$

<計算ツールを用いる場合>
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続名)
 管理番号 : 47-73 47-74
 事務手続名 : 特別障害者手当の認定

2. 計算対象とする年
 計算対象年 2016 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類
 年金の種類 (年金コード) 1350 1340 1370

4. 情報照会結果の入力
 国民年金 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 受給権失権 厚生年金 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 年月日 予備-1 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
 予備-2 (西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給 開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2015	4月1日				0	0	0	0	0	
	5月1日				0	0	0	0	0	
	6月1日				0	0	0	0	0	
	7月1日				0	0	0	0	0	
	8月1日				0	0	0	0	0	
	9月1日				0	0	0	0	0	
	10月1日				0	0	0	0	0	
	11月1日	780,100	585,100	107,592		65,008	48,758	8,966	0	122,732
	12月1日					65,008	48,758	8,966	0	122,732
	2016	1月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
		2月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
		3月1日				65,008	48,758	8,966	0	122,732
4月1日		780,100	585,100	107,592		65,008	48,758	8,966	0	122,732
5月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
6月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
7月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
8月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
9月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
10月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
11月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732
12月1日						65,008	48,758	8,966	0	122,732

5. 年間支給額の算出

国民年金	2016 1月~12月	780,096	(受給権失権情報)	無		
	(※	780,096	- (受給権失権情報)		0	= 780,096)
厚生年金	2016 1月~12月	585,096	(受給権失権情報)	無		
	(※	585,096	- (受給権失権情報)		0	= 585,096)
予備-1	2016 1月~12月	107,592	(受給権失権情報)	無		
	(※	107,592	- (受給権失権情報)		0	= 107,592)
予備-2	2016 1月~12月	0	(受給権失権情報)	無		
	(※	0	- (受給権失権情報)		0	= 0)

【算定金額】 1,472,784円

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力します(例3では2016)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示されます。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力します(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行います。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出されます(例3では失権はありません)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力します。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとします。

⇒ 例3では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2015年11月1日に「780,100」、2016年4月1日に「780,100」と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2015年11月1日に「585,100」、2016年4月1日に「585,100」と入力し、年金支給額情報(予備-1)の列において、2015年11月1日に「107,592」、2016年4月1日に「107,592」と入力します)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力されます。(例3の算定金額は1,472,784円と出力されます)

【年金受給状況の例4】 確認対象期間中に受給権失権年月日があるケース

- ・ 2009年5月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金支給開始
- ・ 2017年8月に障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金ともに受給権を失権
- ・ 2018年8月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とする。この場合、範囲指定期間は2016年4月1日～2017年12月31日となります。

（情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果）

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2009-04-05
受給権失権年月日	2017-08-31
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	C 2009-04-05
受給権失権年月日	2017-08-31
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	B 779300
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	112800
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	A 780100
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	113000

<手計算で行う場合>

(手順1) 上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示されます。

(手順2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間

⇒ (国民年金) 780,100円/年/12か月×3か月・・・a

(厚生年金) 113,000円/年/12か月×3か月・・・b

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。(例：780100÷12=65008.3333…≒65008)

・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、Cの受給権失権年月日が2017年8月31日であるため、【2017年4月～2017年8月】の5か月間となります

⇒ (国民年金) 779,300円/年/12か月×5か月・・・c

(厚生年金) 112,800円/年/12か月×5か月・・・d

(手順3) a + b + c + d = 594,977円

<計算ツールを用いる場合>
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続名)

管理番号 : 47-73
事務手続名 : 特別障害者手当の認定

2. 計算対象とする年

計算対象年 2017 (西暦日付: YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類

年金の種類 (年金コード) 1350

4. 情報照会結果の入力

受給権失権年月日	国民年金	2017/08/31	(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
	厚生年金	2017/08/31	(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
	予備-1		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)
	予備-2		(西暦日付: YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額				
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計
2016	4月 1日	780,100	113,000		65,008	9,416	0	0	74,424
	5月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	6月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	7月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	8月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	9月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	10月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	11月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
2017	12月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	1月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	2月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	3月 1日				65,008	9,416	0	0	74,424
	4月 1日	779,300	112,800		64,941	9,400	0	0	74,341
	5月 1日				64,941	9,400	0	0	74,341
	6月 1日				64,941	9,400	0	0	74,341
	7月 1日				64,941	9,400	0	0	74,341
	8月 1日				64,941	9,400	0	0	74,341
	9月 1日				0	0	0	0	0
	10月 1日				0	0	0	0	0
	11月 1日				0	0	0	0	0
12月 1日				0	0	0	0	0	

5. 年間支給額の算出

国民年金

2017 1月~12月 779,493 (受給権失権情報) 有 (以下の金額(太字)は、左記の算出額から失権した翌月以降の支給額を除いています)
(※ 779,493 - (受給権失権情報) **259,764** = **519,729**)

厚生年金

2017 1月~12月 112,848 (受給権失権情報) 有 (以下の金額(太字)は、左記の算出額から失権した翌月以降の支給額を除いています)
(※ 112,848 - (受給権失権情報) **37,600** = **75,248**)

予備-1

2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
(※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

予備-2

2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
(※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 **594,977円**

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力します(例4では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示されます。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力します(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行います。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出されます(例4では国民年金、厚生年金ともに2017/08/31)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力します。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとします。

⇒ 例4では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2016年4月1日に「780,100」、2017年4月1日に「779,300」と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2016年4月1日に「113,000」、2017年4月1日に「112,800」と入力します)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力されます。(例4の算定金額は594,977円と出力されます)

【年金受給状況の例5】 4月1日以外に年金基本額情報があるケース

- ・ 2016年2月から障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金及び障害共済年金支給開始
- ・ 2017年7月以降、障害厚生年金及び障害共済年金が支給停止
- ・ 2018年8月に申請があり、年金受給額の判定を行う場合
- ・ 確認対象期間は2017年1月1日～2017年12月31日とします。この場合、範囲指定期間は2016年4月1日～2017年12月31日となります。

（情報照会結果の画面のイメージ：日本年金機構への照会結果）

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類☑年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	B 779300
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報（国民年金）	0
年金支給額情報（国民年金）	A 780100
年金支給停止額情報（厚生年金）	0
年金支給額情報（厚生年金）	0

<手計算で行う場合>

(手順1-1) 上図のようにA【2016年4月～2017年3月】、B【2017年4月～2017年12月】の2セットの「年金支給額情報」が表示されます。

(手順2-1) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

・ Aの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間
⇒ (国民年金) 780,100円/年÷12か月×3か月・・・a

※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(例: $780100 \div 12 = 65008.3333 \dots \doteq 65008$)

・ Bの「年金支給額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年12月】の9か月間
⇒ (国民年金) 779,300円/年÷12か月×9か月・・・b

(手順3-1) $a+b=779,493$ 円

(情報照会結果の画面のイメージ：国家公務員共済組合連合会への照会結果)

新法障害厚生年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1320
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
配偶者加給年金額情報	C
年金支給停止額情報	321000
基本年金額情報	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
配偶者加給年金額情報	B
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	321000
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
配偶者加給年金額情報	A
年金支給停止額情報	0
基本年金額情報	327500
新法障害共済年金情報	
年金の種類 (年金コード)	1370
障害等級コード	2
年金基本情報	
受給年金制度情報	職域加算部分の経過措置
受給権発生年月日	2016-01-05
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
年金支給停止額情報	F
基本年金額情報	52100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給停止額情報	E
基本年金額情報	52100
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給停止額情報	D
基本年金額情報	53200

(手順1-2) 上図のようにA・D【2016年4月～2017年3月】、B・E【2017年4月～2017年6月】C・F【2017年7月～2017年12月】の6セットの「年金支給額情報」が表示されます。

(手順2-2) 確認対象期間【2017年1月～2017年12月】のうち、

- ・ Aの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間
⇒ (障害厚生年金) 327,500円/年÷12か月×3か月・・・a
※年金支給額情報を12で除した際に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。(例: $327500 \div 12 = 27291.6666 \dots \div 27291$)
- ・ Bの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年6月】の3か月間
⇒ (障害厚生年金) 321,000円/年÷12か月×3か月・・・b
- ・ Cの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年7月～2017年12月】の6か月間であるが、支給停止により年金基本額が0であるため、算定しません(Fの年金基本額も同様)。
- ・ Dの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年1月～2017年3月】の3か月間
⇒ (障害共済年金) 53,200円/年÷12か月×3か月・・・d
- ・ Eの「年金基本額情報」を適用する月数は、【2017年4月～2017年6月】の3か月間
⇒ (障害共済年金) 52,100円/年÷12か月×3か月・・・e

(手順3-2) $a+b+d+e=188,445$ 円

(手順4) (手順3-1) 及び(手順3-2) で得られた合計額を合算します。

⇒ $779,493$ 円 + $188,445$ 円 = $967,938$ 円

<計算ツールを用いる場合>
(計算ツール画面のイメージ)

年金受給額算定結果 (年間)

1. 対象手続き (事務手続名)
 管理番号 : 47-73 47-74
 事務手続名 : 特別障害者手当の認定

2. 計算対象とする年
 計算対象年 : 2017 (西暦日付 : YYYY形式)

3. 計算対象とする年金の種類
 年金の種類 (年金コード) : 1350 1340 1370

4. 情報照会結果の入力
 受給権失権年月日 : 国民年金 (西暦日付 : YYYY/MM/DD形式)
 厚生年金 (西暦日付 : YYYY/MM/DD形式)
 予備-1 (西暦日付 : YYYY/MM/DD形式)
 予備-2 (西暦日付 : YYYY/MM/DD形式)

年金基本額情報					月別支給額					
年金支給開始年月日	年金支給額情報 (国民年金)	年金支給額情報 (厚生年金)	年金支給額情報 (予備-1)	年金支給額情報 (予備-2)	国民年金	厚生年金	予備1	予備2	合計	
2016	4月 1日	780,100	327,500	53,200	65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	5月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	6月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	7月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	8月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	9月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	10月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	11月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	12月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732	
	2017	1月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
		2月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
		3月 1日				65,008	27,291	4,433	0	96,732
4月 1日		779,300	321,000	52,100	64,941	26,750	4,341	0	96,032	
5月 1日					64,941	26,750	4,341	0	96,032	
6月 1日					64,941	26,750	4,341	0	96,032	
7月 1日			0	0	64,941	0	0	0	64,941	
8月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
9月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
10月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
11月 1日					64,941	0	0	0	64,941	
12月 1日					64,941	0	0	0	64,941	

5. 年間支給額の算出

国民年金
 2017 1月~12月 779,493 (受給権失権情報) 無
 (※ 779,493 - (受給権失権情報) 0 = 779,493)

厚生年金
 2017 1月~12月 162,123 (受給権失権情報) 無
 (※ 162,123 - (受給権失権情報) 0 = 162,123)

予備-1
 2017 1月~12月 26,322 (受給権失権情報) 無
 (※ 26,322 - (受給権失権情報) 0 = 26,322)

予備-2
 2017 1月~12月 0 (受給権失権情報) 無
 (※ 0 - (受給権失権情報) 0 = 0)

【算定金額】 967,938円

(手順1) 「1. 対象手続き(事務手続名)」を入力(任意)の上、「2. 計算対象とする年」について計算対象年を入力します(例5では2017)。入力後、年金基本額情報に確認が必要な年(西暦)が表示されます。また、「3. 計算対象とする年金の種類」には、年金コードを入力します(任意)。

(手順2) 照会結果に受給権失権情報がある場合は、「4. 情報照会結果の入力」中、受給権失権年月日に西暦で入力を行います。入力後、基本額情報に該当する月の欄が灰色になり、算出額から差し引いて合計額が算出されます(例5では失権はありません)。

(手順3) 「4. 情報照会結果の入力」中、年金基本額情報の項目に、情報照会結果で得られた年金支給額情報を入力します。なお、情報照会結果が出力されていない月については、入力を行わず、空欄のままとします。

⇒ 例5では、年金支給額情報(国民年金)の列において、2016年4月1日に「780,100」、2017年4月1日に「779,300」と入力し、年金支給額情報(厚生年金)の列において、2016年4月1日に「327,500」、2017年4月1日に「321,000」、2017年7月1日に「0」と入力し、年金支給額情報(予備-1)の列において、2016年4月1日に「53,200」、2017年4月1日に「52,100」、2017年7月1日に「0」と入力します)

(手順4) 上記手順により入力された結果、「5. 年間支給額の算出」の下部の【算定金額】に計算結果が出力されます。(例5の算定金額は967,938円と出力されます)

以上